

議第一号

徳島県議会基本条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和六年七月二日

提出者

嘉見博之 岡本富治 眞貝浩司 須見一仁 井村裕仁 福山博史 大塚明廣 山西国朗 平山尚道 井川龍二 原徹臣 井下泰憲 仁木啓人 長池文武 竹内義了 沢本勝彦 川真田琢巳 古川広志 岡川佑樹 扶川大志 曾根大志

岡本富治 眞貝浩司 須見一仁 井村裕仁 木下賢功 古野司 元木章司 北島一人 寺井正人 立川了大 東条恭子 庄野昌彦 浪越憲一 岸本淳志 近藤一哉 梶原誠治 坂口誠治 岡田晋

徳島県議会議長

元木章生殿

徳島県議会基本条例の一部を改正する条例

徳島県議会基本条例（平成二十五年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の規定による議員報酬の月額に係る特例措置が終了したことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

知事の専決処分事項の指定の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和六年七月二日

提出者 全議員

徳島県議会議長 元木章生 殿

知事の専決処分事項の指定の一部改正について

知事の専決処分事項の指定（昭和三十九年三月十八日議決）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

#### 提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この改正の理由である。

議第3号

防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年7月2日

提出者 経済委員長 井村保裕  
          国土整備委員長 梶原一哉

徳島県議会議長 元木章生 殿

## 防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化している中、本年1月1日に発生した能登半島地震では多くの尊い人命が失われ、本県においても逼迫する南海トラフ巨大地震など災害リスクが高まっており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

こうした中、国においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、これまでの4年で既に約8割が予算化され、地方とともに集中的な対策を実施している。

また、昨年6月改正の「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」では、「国土強靱化実施中期計画」策定が法制化され、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進することとされている。

さらに、去る6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」では、「実施中期計画」を「2024年度の早期に策定に取り掛かる」と示されたところである。

本県においては、高規格道路ネットワークの整備や流域治水対策など、県土強靱化は着実に進捗しているものの、「命の道」となる高規格道路のミッシングリンクの解消、吉野川・那賀川水系の堤防整備やダム再生、中小河川の河道掘削、沿岸部の地震・津波対策、橋梁や排水機場等の長寿命化対策のほか、農業用ため池等の老朽化対策や山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の防災機能強化といった、県内インフラの整備は道半ばであり、相次ぐ自然災害に屈しない県土づくりを進め、県民の安全・安心を守ることは我々の使命である。

よって、国においては、防災・減災、国土強靱化対策を迅速に進め、住民の安全・安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

- 1 近年の物価高騰に伴い資材価格等が上昇している中でも、着実に社会基盤整備が進められるよう、「5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
  - 2 「国土強靱化実施中期計画」については、確実に令和6年内に策定するとともに、能登半島地震など昨今の自然災害の教訓や地方の意見を十分に反映した上で対象事業の拡充を図り、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
  - 3 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、国土強靱化実施中期計画に位置付けた施策を対象とするとともに、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業債」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」の期限を延長すること。
  - 4 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害に迅速かつ適確に対処するため、四国地方整備局において必要な人員の確保、事務所の新設や出張所の格上げ等の組織体制強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

国土強靱化担当大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

協力要望先

県選出国會議員